



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2015年11月

No.6

特集

養育費って何？ その2

養育費の取り決め方法と 支払ってもらえないとき…

■養育費の取り決め時期

養育費は、離婚時に決めるのがベストです。

養育費は、子どもに必要な限り、いつでも請求できます。しかし、離婚時に「いない」などと言ってしまい請求しなかった場合、その後事情が変わり請求しようとしても、相手の生活状況の変化等により取り決めが難航することが考えられます。

養育費の請求権は、子どものためのものです。子どもと別れて暮らす親との関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めることが大切です。

■養育費の取り決め方法

◆話し合いで決める

養育費について決めることは、金額、支払時期、支払期間（成人まで・大学卒業の22歳までなど）、支払方法など細かいところまで決めておくことが大切です。

残念なことに、話し合いで決めた約束は、口約束のままであると守られなくなることが多く聞かれます。それを防ぐためにも「離婚協議書」として書面にしましょう。さらに、費用や手間はかかりますが、公証役場で公正証書^{*1}にするのが望ましいです。

◆家庭裁判所の調停や審判などで決める

一般的に、未成年の子どものある夫婦の場合、離婚調停の中で、財産分与、慰謝料、親権者に併せて養育費の取り決めを行います。

また、離婚後でも調停による養育費請求の申し立てをすることができます。調停が不成立となった場合、審判の手続に移ります。審判では、家事審判官が双方の事情を総合的に考慮して判断します。



◆家庭裁判所の裁判で決める

離婚を求める訴訟で同時に養育費について、判決で決めてもらうこともできます。

■事情の変更があった場合の養育費の金額の変更

離婚の際に養育費を取り決めた場合でも、教育費の負担増や病気、父母の失業など離婚時に予測できなかった事情が生じたと認められる場合には、相手方に対し、養育費の増額や減額、支払期間の延長の請求をすることができます。この場合、増額や減額の話し合いができなければ、家庭裁判所の調停・審判を申し立てることができます。

※1：法務大臣が任命した公証人がいる役場のことを公証役場といい、そこで作成される契約等に関する文書を公正証書といいます。養育費についての強制執行認諾文言を付した取り決めを公正証書にした場合、滞納があった時に滞納期間分の請求+将来の養育費も月々の給料から天引きすることができるようになります。

■養育費を払ってもらえないときは

養育費の取り決め方法によって、対処の仕方が違います。

◆話し合い(口約束)や一般的な書面によって決めた場合

まずは、メール、電話、手紙等で支払いのお願いをします。これで払って貰えれば問題ありませんが、払ってもらえないときは強制的に支払わせることはできません。裁判等の手続きをとることになります。

◆家庭裁判所で決まっている場合

調停・審判・人事訴訟の判決及び和解で養育費の支払いが決まっている場合は、家庭裁判所が相手に「約束通り履行するように」勧告する申し出をすることができます。

◆強制執行の場合

履行勧告でも支払われず、公正証書で決めたのに支払わない場合は、地方裁判所に強制執行を申し立てることができます。ただ、強制的な手続きだけに様々な影響が出てしまい、給与の差し押さえを受けて会社を辞めてしまう可能性もあります。重要なことは、養育費を支払ってもらうことです。相手の状況を見て実効性の高い方法をとりましょう。

■養育費の支払いが当たり前の社会になってほしい…

現実として養育費を受け取っている家庭は決して多くはありません。取り決めをしても不払いになったり不定期になったりすることがあります。もっと養育費の支払いが当たり前の社会になってほしいと思います。

以上養育費について説明してきましたが、養育費を取り決めが困難な時や支払いが滞っている場合、様々な要素が絡まってしまうなかなか一人では解決できない複雑なケースが考えられます。

エールながさきでは、養育費に関する相談や定期的に弁護士による法律相談も行っています。些細なことでも構いません、何かありましたら「エールながさき」にご相談ください。

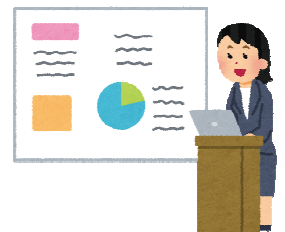
■自立のためのエール！

島原市にて、日商 PC 検定(文書作成)3級合格を目指して、「パソコン講習会」を開催します。

- ◆定員 15名(希望者多数の場合は、本会で調整のうえ決定いたします)※託児あり
- ◆受講料 無料(但し、テキスト代:540円、受験料5,140円 計5,680円をご負担頂きます)
- ◆研修日時 1月17日(日)～2月28日(日)の間の毎週日曜日
10時30分～12時30分 13時30分～15時30分(合計4時間)
- ◆会場 株式会社ピーシーベース 島原教室 ※無料駐車場有
(島原市先魁町1163-50 TEL:0957-64-5224)
- ◆申込締切 12月25日(金)

【受講申込先・問い合わせ先】

受講を希望される方は、下記までご連絡ください。申込書類等を送付いたします。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター (YELL ながさき)

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <http://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 長崎市ひとり親家庭福祉会